

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

守屋 浩光

はじめに

筆者は、藩法研究会編『近世刑事史料集1 盛岡藩』（創文社、二〇〇六年）において編集担当の一人として刊行に携わったが、編集作業の過程で盛岡藩の刑事法典である「文化律」や法令集「御家被仰出」、家老席をはじめとする諸職の記録たる「雑書」との記述の比較の必要性を痛感した。

その点については、すでに同書の編集代表をつとめた谷口昭氏によって一定の検討がなされており、重ねて述べる必要もないのであるが、それに加えて幕藩権力以外の立場で作成された文書の記述と比較し、異同を検討することも事件の内容を検討するために、また事件に対する各当事者の見方の違いを知るためにも全く無駄なことではないと思われる。

そこで、対象を文化年間における強訴徒党に関する事件として、「文化律」や「御家被仰出」、「雑書」といっ

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

一一七

た諸史料の記述をみながら、「刑罪」にある当該事件の記述を検討していきたいと思う。

(1) 藩法研究会編『近世刑事史料集Ⅰ 盛岡藩』（創文社、二〇〇六年）解題および谷口昭「盛岡藩「刑罪」考」
『名城法学』第五六卷第二号、二〇〇六年）を参照のこと。特に後者において、「刑罪」全四十九冊が部類により編成されているものと編年記録として編成されているものに分けられていることを指摘しながら、両者の関係を分析し、また「刑罪」の記述形式や使われている文言等を手がかりに、「御家被仰出」や「文化律」との関係論ずる。さらに、「雑書」の記述との比較から盛岡藩における公文書編纂の要となる存在として目付所の存在を示唆している。谷口氏は「刑罪」の編纂部署あるいは文書相互比較を通じた参照関係の分析を中心とされたが、本稿は、ごく一部ではあるが、「刑罪」の記述内容に踏み込んで、他の藩庁文書との比較を通じて分析を試みた。

第一章 文化年間の「刑罪」における強訴徒党事件の採録状況

文化年間だけに限っても、「刑罪」には五巻にわたって判決記録が納められており、採録事件数は四〇〇件を超える。ただ当然のことではあるが、この数はかかる時期の盛岡藩が下した判決の全てであるはずはなく、何らかの形で取捨選択が行われたことは容易に推測できる。問題はどのような基準をもってある事件を採録したり、捨てたりしたのかであるが、事件そのものの重要性に鑑みて、より大きかったものを採録したとはいえないところがある。

たとえば、文化年間の一揆として、文化元年十月、飯岡通と厨川通合わせて十八ヶ村の百姓が蜂起し、貸主に對して年賦払いを要求したうえ、厨川通の百姓二百名ほどが盛岡城下にまで押しかけたところを代官に押しとどめられて帰村、その後の吟味により、打首や牛滝への追放を含む厳しい処罰が下されたといういわゆる借銭年賦

要求一揆がある。この当時困窮する武士に対する救済策として発せられた、借金を年賦払いにして返済を猶予せしめるという法令の効力を一般庶民への適用を要求するというもので、死刑およびそれに次ぐ最も重い追放刑に処せられた者を出した大きな事件ではあったが、該当する時期の「刑罪」には、この事件は採録されていない。さらに、「刑罪」との具体的な比較は第四章で行うのであるが、この事件に関する「雑書」の記述を見ると、若干長文にわたるが、文化二年十一月十七日付で、

百姓共何事ニ不寄大勢寄集、諸願事企騒立候を徒党、強訴と申候て、前々御法度にて従公儀度々被仰出其節々被相触、於御国も巖敷被仰出候付、末々御百姓共迄心得居候事候処、右被仰出を取失、大勢申合騒立、同意不致ものハ其者之居宅を打毀、或は火を附候杯と申向おどし候て、無理ニ同意為致候儀も有之、近年花卷寺林通台村御百姓共、夫伝馬割合之儀ニ付、同所松山寺住僧留守之処へ大勢寄集取騒候付、御捕押御吟味之上、当人ハ打首獄門被仰付、其以下之もの共重キ御片付被仰付候、右等之儀何も承居可申事ニ候処、存知不申者も有之か、去冬飯岡通十一ヶ村、厨川通八ヶ村之内七ヶ村御百姓共、金主へ借錢年済申懸候ため大勢申合、同意不致者へは理不尽之致方有之、押て同意為致、数百人寄集騒立候上、厨川通之者共ハ御城下市中迄罷出大胆至極之致方ニ付、主立候もの共御捕押、御吟味之上、頭人之内別て重立大胆之儀有之飯岡通上太田村与吉、厨川通上厨川十之助兩人、今般打首被仰付、飯岡通中太田村喜作、久蔵兩人ハ差続候大胆之者共ニ付打首可被仰付、其以下之者共何も重キ御片付可被仰付候得共、以御慈悲死罪并一等を御宥御追放、住居御構等被仰付候、尤厨川村之内下厨川村之者、右徒党ニ加不罷出旨相聞得、兼々被仰出相守、心得宜事と被召置候却て願筋ハ肝煎、老名を以御代官へ申出候ハバ、御吟味之上願之品ニ寄、尤之儀ニ候ハバ、願筋御取上被成

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

候事二候、大勢申合騒立、徒党強訴致候得ハ、何事も願筋相叶候候ものと心得候儀、軽キ者共と乍申、甚以不埒之事二候、従広義被仰出候通、徒党、強訴候得ハ、仮令可叶願筋ニても理非二不拘、頭人ハ不及申、夫々重キ御仕置被仰付候事二候、然ル時ハ父母妻子等迄往々路頭相立、永歎二相成不便成事二候、畢竟兼々被仰出等閑ニ存居候処より、重キ不調法出候事二候間、末々之者迄熟と申含、被仰出急度相守、右躰心得違之儀無之様、御代官も認精令教諭、肝煎、老名ともより入江小沢之者共へも得と可申合候、何儀成共企事致候もの有之候ハ、親類は勿論組合迄不調法被仰付候間、心得違無之様可為仕旨被仰出、

と、前年の百姓騒動に触れ、「重立」たる百姓たちに対して、打首や追放を含む厳しい処罰が下されたことを記録している。またそれを引き合いに出しつつ、「被仰出」に則った請願を呼びかけている。つまり、盛岡藩当局にとって重大な事件であると認識され、厳しい処罰が強訴主導者に下されている事件でもかかわらず、公式の判例集には掲載されていないということになる。

これ以外についても、『編年百姓一揆史料集成』所収の百姓一揆年表に掲載されている一揆十七件のうち、「刑罪」に採録されている事件は、わずか三件である。一揆全てについて処罰された者が出ているとは限らないことから、そもそも『刑罪』に採録される可能性のないものが含まれるとしても、右に述べたようなケースもあることから、処罰される者が出ていながら、何らかの理由で採録されなかった強訴徒党事件が存在するものと考えるのはそう不自然なことではなからう。

このことから、推測にとどまるが、比較的重大な事件であると考えられるものについても、一種の政治的な配慮で藩の公式記録そのものに掲載されない場合があり得るのではないかと思われる。

(1) 森嘉兵衛「南部藩百姓一揆の研究」第六章第四節文化元年厨川・飯岡通徳政一揆〔『森嘉兵衛著作集』第七卷(法政大学出版局、一九七四年)所収〕

(2) 青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』(三一書房、一九八一年)一三八頁

第二章 「文化律」規定における強訴徒党の処罰

文化五年(一八〇八)年から翌年にかけて制定された「文化律」では、「強訴徒党并逃散百姓御仕置之事」という一章が設けられ、「強訴徒党致候者」のうち、「頭取」は死罪、「引続候者」と「肝入」は重追放、「惣百姓」は「村応し」過料と規定されている。これに対して、文化律のもととなった「公事方御定書」における規定は、「地頭江対し強訴其上致徒党逃散之百姓御仕置之事」の章において、「頭取」が死罪、「名主」が「重キ追放」、「組頭」は「田畑取上」のうえ所払、「惣百姓」は「村高二応し」過料となっている。¹⁾

「文化律」は「公事方御定書」の同規定から組頭に関する規定を削っている他は、ほぼそれらを踏襲した形で強訴徒党に関する法定刑を規定したことが分かる。また、「公事方御定書」にはそれに続いて、「但、地頭申分非分有之ハ、其品二応し一等多も二等多も輕ク可相伺、未進於無之ハ、重キ咎に不及事」という但書があり、さらに「従前々之例」として、騒動を「差押」え、「不為加徒党」かつた村役人に対して「御褒美銀」を与え、あるいは「其身一生帯刀いたし、名字は永ク可為名乗」とする記述があるが、²⁾「文化律」にそのような規定は存在せず、どちらかという土地頭の非分を考慮しない強訴徒党に対する処罰の厳しさが目立つ規定となっている。

また、「文化律」では、「公事方御定書」をほぼ踏襲した法定刑の規定に続いて、宝暦八年五月、享保十六年六

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

月、同三月、宝暦四年五月、天明四年十二月、寛政十二年二月、文化二年十月、正徳五年二月、延享二年十二月、天明三年十二月における例を挙げる。それらのほとんどは、「頭取」「頭人」を「死罪」「打首」「獄門」とする大変厳しい処罰であり、事情により減輕するという内容のものを含まない。^③

さらに寛政十二年十二月二八日の例書では、大槌代官所の百姓が「御免地」を願って大勝院に依頼、それにかかわった大勝院は「寺院之身分二而百姓共願筋江深く立入候儀、無調法至極二付、於本寺差扣被 仰付」とする^④記述もあり、百姓の訴に対する寺院の仲介、関与を強く牽制するものと解される。

「文化律」制定当時の南部利敬藩主期は、目安箱制度が機能して領民もその支配によく服し、「御法度を犯す無調法人稀々には有と雖、曾て死刑に処せらる、程の極罪人絶てなく」と「飢饉考」に記されるような状況^⑤であり、また民衆の願筋に対してはただ弾圧するのではなく、まずは願の趣旨をよく聴取すべきことを命ずる訓令が発せられていたため、一揆的陳情が増える傾向にあったとされるが、刑法典における集団的民衆蜂起に対する処罰規定は、母法たる幕府法に比べて同等か、あるいは事情による減輕の可能性を明示しない分だけ厳しいものであったと評価できる。

(1) (3) (4) 中澤巷一監修・京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』(創文社、一九八〇年) 七四頁

(2) 司法省蔵版・法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』別巻(創文社、一九六一年) 七一頁

(3) 例えば、文化二年十月二十七日例では、「借錢有之処、年済申懸候為大勢申合、不用意之者江も押て申勸、数百人集、町中江罷出、騒動致候者」に関し、「引統候者」に対して「牛滝・九艘泊・三戸・大廻(追カ)追放」を申し付けた事例を挙げており、「刑罪」に採録されなかったにもかかわらず、先例として重要な先例であると考えられた時間があつたことが分かる。

(5) 横川良助『飢饉考』(岩手史叢第八卷、森嘉兵衛監修、岩手県文化財愛護協会、一九八四年六月)

第三章 「刑罪」にみる文化年間における強訴徒党事件の処罰状況

既に述べたように、「刑罪」に採録される強訴徒党事件は必ずしも多くないのであるが、その数少ない採録事件に関する記述を時系列順で見えていくことにする。

第一節 文化十一年七月～八月宮古通代官所における蔵入地願に関する処罰

文化十一年六月に宮古通中里村・中島村・撰待村の百姓合わせて九十八人が、代官中里治右衛門の苛斂誅求を理由として蔵入地への編入を求め強訴し、その訴えは認められた。⁽¹⁾

この件に関し、「刑罪」は、代官中里治右衛門について、まず同年七月二十八日付で

知行所宮古通御代官所之内、中里村百姓共願筋有之、数人御代官所迄罷出候付、御内々申上、御徒目付被遣被仰含候得共得心不仕、弥増差募候趣、私取扱方不行届儀恐入差扣願出、願之通差扣被仰付、以御目付申渡之、

と、本人からの願出を承けて差扣を命じたと記している。その後、同年八月二十三日付で、

其方知行宮古御代官所之内、中里村・撰待村・中島村百姓共、此度訴訟かましく騒立候二付、一先御吟味被遂候処、対地頭難相勤筋有之、御蔵入地ニ被成下度段申上候、畢竟其方平常百姓共取扱不宜、且過役等も申

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

付、不正之筋も相聞得、被仰付様も有之候得共、御憐愍を以右三ヶ村知行所御取上、御金方を以被下置、差扣御免被成旨被仰出、

普段から百姓に対する「取扱」が悪く、「過役」を申し付けたり、「不正之筋」もあったということを理由として知行所を取り上げられ、「御金方を以被下置」ということになった。さらに中里治右衛門は「表御目付御免被成」旨、目付を通じて申し渡されている。

さて、九十八人と比較的小規模ではあるが、蔵入地への編入を求めて直訴した百姓側に対する取り扱いはどのようなものであったのだろうか。「国法」通りの処罰ということになると、前述のように頭取は死罪、名主は重追放、惣百姓に対しては村高にに応じて過料を申し付けられるということになる。ところが、当該百姓の処罰に関する記述は「刑罪」に存在していない。それでは、処罰の事実が全く確認できないかという点、別の文書にそれに関する記述があるのだが、これについては次章で述べることにする。

第二節 文化十二年四月八幡・寺林・鬼柳・黒沢尻・二子・万丁目通における買上米をめぐる一揆に関する処罰

この事件は、文化十二年四月、八幡・寺林両通の百姓数百人が、和賀川改修工事に使役する人夫の徴発や藩が買い上げる米の代金を百姓に支払う前に「春役銭」を取り立て、その挙げ句門役銭、窓税などの新たな税負担を強いたことに抗議して盛岡城下に押しかけようとしたことに始まる。これについては盛岡に入る前見前通で代官

の説得を受け、あるいはその先の仙北朝で目付・勘定頭と一揆勢との交渉が行われたのであるが、翌五月には之が鬼柳・黒沢尻・二子・万丁目の四つの通に波及、千人ほどの百姓が津志田にまで押しかける結果となり、半島曲は一揆勢の要求を検討し、対応せざるを得なくなる事態となったというものである。

この事件に関する「刑罪」の記述であるが、四月二十九日付で八幡・寺林通「帳付」に

去秋御買米一件二付、御吟味之筋有之候間、右御吟味中差扣被仰付、親類組合見守被仰付、
肝入に對しては、

右同断被仰付、書付枋内瀬左衛門江相渡之遣之、

八幡・寺林通代官黒沢喜兵衛には

去秋御買米一件二付、御吟味之筋有之候間、右御吟味中指扣被仰付、

さらに、御前・向中野通代官駒ヶ嶺六郎（前の八幡・寺林通代官）には、

八幡寺林通御代官勤中、去秋御買米一件二付、御吟味之筋有之候間、右御吟味中差扣被仰付、

翌五月朔日には、松田小十郎（前の八幡通代官）に對して、

不念之筋有之ニ付、指扣被仰付、

ということ、それぞれ差扣が命じられた。

その後翌五月六日付にて、黒沢喜兵衛に對して

在々百姓共願筋等有之節、御代官迄申出候様兼而御沙汰被成置候所、此度支配所百姓共願向有之趣ニ而大勢申合、御城下近辺迄及出訴候段、畢竟其方儀兼而取扱向不行届、等閑ニ勤筋有之候処・右躰之儀出来、不埒

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

至極候、依之御役被召放、身帯之内半地御取上被成候旨被仰出、と、「取扱不行届」および「勤筋等閑」を理由として、役儀を召放ち、「身帯半地取上」という処分が下され、また、松田小十郎に対しては、

在々百姓共願筋等有之節、御代官迄願出候様先達而御沙汰被成置候処、此度支配所百姓共大勢申合、願向有之趣二而御城下近辺迄罷出候儀、当時其方役所詰合之事二も候得は、別而無油断致見分、不罷出様取鎮方も可有之処無其儀、畢竟平常心得方不行届、等閑之勤筋之所・右躰二も至候儀、不埒至極二候、依之御役被召放、身帯之内半地御取上被成旨被仰出、

すなわち、百姓たちが盛岡城下近辺に押しかけた際、これを鎮圧することに失敗したことについて「平常心得方不行届」「等閑之勤筋」であるとされ、これまた役儀を召放ち、「身帯半地取上」という処分を受けることとなった。

さらに、五月八日には、駒ヶ嶺六郎に対し、

八幡寺林通百姓共願之儀有之、大勢申合御城下近辺迄罷出候二付、願筋御役人共承届候処、去秋御買米割増も有之趣申出候、御買米割付候段、其方八幡寺林通御代官勤番二而専ら取扱候処、帳付与六と申者江なれ合、私欲奸曲之企を以割増有之由相聞得、不埒至極不似士分勤方二付、嚴敷御糺之上、重く御片付可被仰付候得共、御憐愍を以御代官被召放、身帯・家屋敷御取上被成旨被仰出、

前年秋の買米について、帳付与六と結託して「私欲奸曲之企を以」割増の申し出をしたかどで代官役を召放ち、身帯および家屋敷を取り上げる処分が下された。

また、黒沢喜兵衛に対しては、同月朔日の処分に加え、

其方儀、八幡寺林通御代官勤中、去秋御買米被仰付候節、同役駒嶺六郎帳付与六と申者江なれ合、御買米割増も有之、私欲姦曲之取計、同役之其方一切不致筋も有之間敷処、畢竟私欲二もたれ同意いたし、打捨置候儀と相聞得、不埒至極無調法ニ付、被仰付様も有之候得共、御憐愍を以閉門被仰付、

同役駒ヶ嶺六郎に同意し、「打捨置」いたことをもって、閉門に仰せ付けられている。

同年五月に入つて、八幡・寺林通の騒動に波及して起こった、残りの通の百姓騒動については、五月二十九日付で、鬼柳・黒沢尻代官の神匡に対して、

支配所百姓共願筋有之二付、近在迄数人申合罷出候儀、兼々取扱方嚴敷被仰付候処、御趣意取失ひ行届不申候付、差扣被仰付、

と、第一次的に差扣が仰せ付けられた。なお、これは七月朔日に差扣御免になっている。

その後、六月二日に神匡、梁田和左衛門の両名に「鬼柳・黒沢尻通代官御免」、中野三左衛門、鵜飼弥三右衛門の両名には、「三子・万丁目通代官御免」、田鎖忠治、中野五右衛門の両名には「安俵・高木通代官御免」が仰せ付けられる。

さらに、前日鬼柳・黒沢尻通代官を免ぜられた梁田和左衛門に対して、

鬼柳黒沢尻通御代官勤中、支配所百姓共願筋有之付、近在迄数人申合罷出候儀、兼々取扱方嚴敷被仰付置候御趣意取失、行届不申候付、差扣被仰付、

とあるように、差扣の処分が下され、同月九日前の三子・万丁目通代官中野三左衛門・鵜飼弥三右衛門に対して、

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

「心得違之儀有之趣相聞得」として差扣が仰せ付けられた。

最終的には、七月朔日に神匡、同三日に梁田和左衛門、七月九日には木村勘兵衛、米内勝左衛門、中野三左衛門、鶴飼弥三右衛門へ、

其方共儀、御代官勤中支配鬼柳黒沢尻・日詰長岡・二子万丁目通百姓共大勢申合、願筋有之趣ニ而御城下近在迄罷出、兼而御代官共江も百姓共願筋等有之候而も、大勢罷出不申様可仕旨嚴敷御沙汰被成置候、随而其方共其頭勤懸り之事故、不罷出様誠精取扱方も可有之処、不行届次第不調法ニ付、指扣被仰付置、猶御吟味も被成、重く被仰付方も可有之候得共、畢竟当四月八幡寺林通・及出訴候儀ニ相習ひ、百姓共心得違之筋も可有之、且此度は一官所之儀ニも不限、外其方共私曲之筋等も不相聞得候間、別段之御隣愆を以差扣御免被成旨被仰出、御目付江申渡之

とあるように、百姓に対する不行届および無調法があつたものの、さきだつて発生した八幡・寺林通の騒動に影響されて百姓が騒動を起こしたと考えられ、一代官所の範囲を超えた問題となつたこと、黒沢喜兵衛・駒ヶ嶺六郎とは異なり、「私曲」があつたとはみられないことから、差扣について御免となつた。

一方で、六月二十日付で、八幡・寺林通松林寺村の肝入だつた門右衛門に対して、

其方儀、肝煎勤中御村方御買米取扱方不宜、不埒至極ニ付、急度御糺明可被成、一先鹿角江御追放、向方御引付被成候所、此度以御慈悲無御糺野田江御追放被仰付候条、御城下并他御代官所江立入候ハ、曲事可被仰付者也

と、買米に関する不正の廉で、はじめは鹿角、後に減輕されて野田へ追放という処罰が下されている。

この事件は、藩が米を買い上げる買米制度に関して、役銭との相殺や新税の導入などと絡んで、百姓たちに買米の代金が渡らなかつたことに端を発して起こった百姓騒動であったが、最終的には買米に関する代官・肝入の不正、騒動の鎮圧に失敗した代官の不行届、という形で関係者が処罰され、終結した。

わずか二件ではあるが、「刑罪」の記述から文化年間の強訴徒党事件の内容および事件処理について追ってみる。上で見たように、「刑罪」は処罰対象者の罪状および終局処分のみを羅列するものではなく、それまでの過程で当事者からの願出あるいは藩からの命によってなされる差扣なども忠実に記録している。しかし、ここで記録されているのが、事件および事件処理の全てなのだろうか。これについて次章で検討する。

第三節 文化十三年福岡通足沢村地頭排斥騒動に関する処罰

文化十三年七月十七日の記事で、南伝法寺村次郎助に対し、

其方儀、大勢申合怪敷集會仕候旨相聞得候之間、遂吟味候処、一向宗念仏信仰仕、人数江申進メ候段及白状候、右程之儀は兼々御制禁候間、急度被仰付様も有之候得共、御慈悲を以野田江御追放被仰付候条、御城下并他御代官処江立入候ハ、曲事可被仰付者也、

また、同村足沢彦藏知行所百姓覚之丞へ、

其方儀、於村方怪敷集會有之付、被遂御吟味候処、一向宗信仰仕、集會之節専世話仕候旨及白状候、右程之儀兼々御制禁二候間、急度被仰付様も有之候得共、御慈悲を以七戸江御追放被仰付候条、御城下并他御代官

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

処江立入候ハ、急度曲事可被仰付者也、

さらに室岡村甚七と下松本村甚助へは、

其方共儀、於村方怪敷集会有之二付、被遂御吟味候処、一向宗念仏信仰之人数江加り候段及白状候、右程之儀は兼々御制禁候之間、急度被仰付様も有之候得共、御慈悲を以御用捨被成遣候条、向後右之儀急度相止メ、堅く立入申間敷旨証文可差出旨被仰付、

という判決が下された。彼らが処罰されたのは、「大勢申合怪敷集会」を催し、それが「一向宗念仏信仰」のためであつて、それが盛岡藩では「兼々御制禁」であつたことによるとされているのであるが、次郎助には野田追放、覺之丞には七戸追放とかなり重い刑が下されている。

翌月四日、福岡通下役金田一治左衛門へ、

右は同役足沢兵五左衛門勤筋不埒之心得之処、右江もたれ居、足沢村御百姓共追々願出候趣押置、此度之次第二至り、段々御仁恵被成下置候御時節、勤弁も不仕、勤筋二も不似合無調法至極ニ付、被仰付方も有之候得共、御憐愍を以下役御取上、差扣被仰付候様仕度奉伺上候、

また、足沢彦惣知行所足沢村百姓佐五左衛門へは

右は同役足沢兵五左衛門勤筋不埒之心得之処、右江もたれ居、足沢村御百姓共追々願出候趣押置、此度之次第二至り、段々御仁恵被成下置候御時節、勤弁も不仕、勤筋二も不似合無調法至極ニ付、被仰付方も有之候得共、御憐愍を以下役御取上、差扣被仰付候様仕度奉伺上候、

と、下役の苛斂誅求の結果足沢村の百姓たちが蜂起したため、その責任を問われて下役を取り上げられ、差扣を

命じられた。また、足沢村の知行主足沢彦惣に対しても同日、

知行所取扱方二付、聊思召入ニ不相当之儀相聞得候付、御沙汰之趣恐入差扣申出、願之通御目付江申渡之、
と、願の通り差扣を申し渡された。⁽⁴⁾

七月十七日付の百姓に対する処罰と八月四日付の福岡通下役等に対する処罰とは一件関係がないように見える。だが、同村においては、十年ほど前から「過役毎年被申付」ていたところに、前年が凶作であったために百姓が堪えきれず、「村老」を通じて知行主足沢彦惣に訴えた。しかし、「地頭大にしかり下ケ、直々御目付を以可願出」と、窮状を聞き入れられるところとはならなかった。百姓たちは藩庁へ訴え出ることを決意、一揆を起こし、て沼宮内代官所田頭村に出たところを、五戸代官が説得して帰村させた、という記録があり、七月の百姓に対する判決の中にある「怪敷集会」は「一向宗念仏」のためとはいっているものの、一揆に関する百姓たちの集会であった可能性がある。追放刑という比較的重い処罰が下されていることもこのことを裏付けているのではないだろうか。

- (1) 本節で紹介する事件は、藩法研究会編『近世刑事史料集1 盛岡藩』（創文社、二〇〇六年）一〇六〇頁にある。
- (2) 前掲『近世刑事史料集1 盛岡藩』一〇六二頁
- (3) 前掲『近世刑事史料集1 盛岡藩』一〇七五頁
- (4) 前掲『近世刑事史料集1 盛岡藩』一〇七七頁

第四章 「雑書」をはじめとする諸史料における強訴徒党事件の記述と「刑罪」

「刑罪」で採録された強訴徒党事件は、他の史料ではどのように記述されているのだろうか。筆者はそれらを記録した史料情報を網羅しているわけではなく、不十分な検討にとどまるのであるが、手元にあるデータをできる限り動員して検討していきたい。

第一節 文化十一年七月～八月宮古通代官所における蔵入地願をめぐる処罰

前章第一節で「刑罪」における当該事件の記述をたどったが、「雑書」ではまず八月二十三日付で宮古通代官中里治右衛門に、

其方知行所宮古代官所之内中里村、撰待村、中島村百姓共訴訟の多々を騒立候ニ付、一先被逐御吟味候処、対地頭難相勤筋有之、御蔵入地ニ被成下度段申上候、畢竟其方常百姓共取扱不宜、且過役等も申付不正之筋も相聞得候、被仰付様も有之候得共、御憐憫を以右三ヶ所知行所御取上、御金方を以被下置差控御免被成旨被仰出、

とあるように、「刑罪」とほぼ同文で「知行所取上」、「御金方へ被下置」という処分が下ったという記述がある。⁽¹⁾ところが、翌年九月十七日の「雑書」⁽²⁾に、宮古通中里村元中里治右衛門老名百姓斎太に対して、

其方儀元地頭中里治右衛門兼々百姓共取扱不宜ニ付、去年六月惣百姓共一統御蔵入御百姓ニ被成下度旨願上

候節、其方頭立管言いたし、願書案文迄差函候旨及白状候、地頭不宜取扱ニ付願筋有之候ハ、兼て御沙汰之通百姓共之内一兩人も罷出可申上処、無其儀一統騒立ニ相成、老名之其方專取鎮可申儀ニ候所、都て頭人之致方重き無調法ニ付、死罪ニも可被仰付程之事ニ候得共、別段之御慈悲を以田名部牛滝へ御追放被仰付候条、御城下并他代官所へ立入候ハ、曲事可被仰付者也、

とあるように、騒動に対して願書の案文作成に指導的役割を果たしたかどで牛滝に追放という判決が下された。

また、同村百姓万右衛門に対しては、

其方儀、元地頭中里治右衛門兼々百姓共取扱方不宜ニ付、去年六月惣百姓共御蔵入御百姓ニ被成下度旨願相企候節、一向ニ存不申旨申出、仮令慎中ニても一統騒立ニ相成候儀不存申、畢竟同意之内在所より其仮に拾置候段、地頭より役人ニも申付置候者不似合不届至ニ付、被仰付様も有之候得共、別段之御慈悲を以五戸へ御追放被仰付候条、御城下并他代官所へ立入候ハ、曲事可被仰付者也、

百姓たちが騒動を起こすのをそのまま捨て置いたことが、村役人として「不似合」、不届であるとして、五戸へ追放に処せられている。

さらに、同村仮肝入徳右衛門に対しては、

其方儀元地頭中里治右衛門兼々百姓共取扱方不宜ニ付、去年六月惣百姓共一統御蔵入御百姓ニ被成下度旨之願相企候節、同意不致候得共、病中にて取鎮兼候旨申出、仮肝煎トハ乍申、一統騒立候事故幾重ニも取鎮可申処、不行届段無調法至極ニ付、被仰付様も有之候得共、別段之御慈悲を以官古代官所中住居並徘徊共ニ御構不（ママ）被成旨、被仰付者也、

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

と、騒動を起こすことに同意せず、なおかつ病中であったとはいえ、万右衛門同様蜂起を取鎮めることができなかつたことを理由に、宮古代官所からの追放を命じられた。

この事件に関する「雑書」の記録は代官の処罰の部分ほぼ同文であるものの、若干時期が離れているとはいえ、「刑罪」に存在しない村方の処罰について記述されている点に注目される。

第二節 文化十二年四月八幡・寺林・鬼柳・黒沢尻・二子・万丁目通における買上米をめぐる一揆に関する処罰

この事件に関する「刑罪」の記録は、ほとんど代官の処罰に関するものであったが、「雑書」では、同年七月十日の記事で、二子・万丁目通村崎野村徳助に対して、

其方儀、先頃御百姓茂津志田迄大勢罷出候節、重々進出願向申出候上、願通り聞届候旨之書付も乞請持参仕候段不埒至極に付籠舎被仰付置候処、重キ無調法可被仰付候得共、御慈悲を以花輪御銅山へ御追放被仰付候条、御城下並他御代官所へ立入候ハゞ、曲事可被仰付者也、³⁾

とあるように、騒動に際して「重々進出」し「願向申出」たこと、また願向が聞き届けられる旨の書付を要求し、持参したことを「不埒至極」として、花輪銅山への追放を命じる判決が出たことを記録している。また、同じかどで二子・万丁目通上根子村長助には野田への追放が、鬼柳・黒沢尻通横川目村茂吉こと茂兵衛へは、五戸市川への追放が申し渡された。

同年五月二十日付では、八幡・寺林通松林寺村元肝入門右衛門へ、

其方儀肝入勤中、御村方より御買米取扱方宜しからず下埒至極に付、急度御糺明なさるべく、一先鹿角へ御追放向より御引付なされ候処、此度御慈悲を以御糺なく、野田へ御追放仰付られ候条、御城下并御代官処へ立入候は、曲事仰付らるべき者也⁽⁴⁾、

という記事があり、「刑罪」とほぼ同内容で、門右衛門の野田追放を記している。

その他にも、同村堀江勇藏知行処久八という者に対しては十二月二十九日付で、

其方儀、当六月御吟味の義これあり御呼出成され候処、欠落候旨訴出候に付、御詮議之儀御代官并地頭へ御沙汰なされ候処、居村山中并家内に忍居、御捕押御吟味を遂げられ候処、御買米一件に付、御藏肝入門右衛門方へ老名共申合罷越承候処、相分りもうさず候に付、地頭へ願筋之儀相談相企候処より事起り、追々三通御百姓共出訴に及び候、其上数日忍居候段無調法至極に付、急度仰付られ様もこれあり候得共、別段之御慈悲を以、田名部九艘泊へ御追放仰付られ候条、御城下并他御代官所へ立入候は、曲事仰付らるべき者也⁽⁵⁾、

と記されている。久八は、買米の件について藩当局に強訴するかどうかの相談に加わり、計画したこと、それに加えて藩当局の詮議に際して逃亡していたことを理由に田名部九艘泊への追放を仰せ付けられた。さらに、同村堀江儀平知行所の百姓清助に対し、

其方儀、当六月御吟味之儀これあり御呼出成され候処、欠落候旨訴出候に付、御詮議之儀御代官并地頭へ御沙汰成され候処、居村山中并家内に忍居御捕押、御吟味を遂げられ候処、御買米一件に付其方宅へ同所給所百姓共七、八人相招き、銘々地頭へ願筋之儀相談相企候処より事起り、追々三通御百姓共出訴に及び候、其

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

上数日忍居候段無調法至極に付、急度仰付られ様もこれあり候得共、別段之御慈悲を以、田名部牛滝へ御追放仰付られ候条、御城下并他御代官所へ立入候は、曲事仰付らる者也、⁽⁶⁾

とある。買米制度に関して自宅に百姓七、八人を招いて藩に対する訴願の相談をし、それが騒動の発端となったことと、久八同様詮議の際、数日間にわたり「欠落」したことを理由に、田名部牛滝への追放に処せられた。

ちなみに同年五月十日の記事には、八幡・寺林通の「百姓共」宛に、

去秋買米割付之儀、駒ヶ嶺六郎、帳付与六と申者なれ合、私欲奸曲之助を以、割増いたし候趣相聞得、一統難義も致居候百姓共不便之義と思召、御憐憫を以、五百駄御下け下さるべき旨仰出さる、⁽⁷⁾

と、代官および帳付による買米割増の被害を被った百姓に対して、五百駄を下される旨の策が示された。

当該事件に関して、「刑罪」は前章で確認したように、不正をはたらいた代官及び肝入に対する処罰を中心に記事を構成している。その代わり、事が大きくなる発端となった百姓たちの訴については、ほとんど言及するところがないが、「雑書」では騒動を企画した百姓に対する処罰について筆が及んでおり、むしろそれがこの事件に関する記事の中心をなしているといつてよい。

(1)(2) 前掲『編年百姓一揆史料集成』第九卷、四六八頁

(3) 前掲『編年百姓一揆史料集成』第九卷、五〇七頁

(4)(5)(6)(7) 前掲『編年百姓一揆史料集成』第九卷、五〇八頁

第五章 まとめと課題

これまで、文化年間という限定された時期の、しかも強訴徒党という限られた事件に関する裁判史料を材料として、若干の考察を行った。

今回分析対象とした強訴徒党事件についていうと、「刑罪」では騒動の中心にいる頭人や参加百姓に対する処罰内容への言及がないのが目立った。百姓側に対する処分内容については「雑書」に記述があり、補充的にそれらを参照することにより、処罰の全体像に若干ながら近づくことが可能となることも分かった。

筆者が刊行に関わった、盛岡藩「刑罪」は同藩における公式かつともまとまった判決記録集である。しかし、この文書は同藩における判決を網羅的に集積したものではなく、処罰内容の記録が不完全であったり、事件事態が採録されていないこともある。しかも採録されていない事件は軽微なもの、重要性の低いものとは限らず、藩政史上重大とされている事件の判決が欠けている場合もある。より完全な事件内容や判決内容に近づくためには、少なくとも「雑書」や「御家被仰出」といった行政記録との照合が必要と考えられる。このことは、盛岡藩に限らず、他藩に残存する裁判し領収の分析についても同様のことがいえるだろう。

さらに、第一章で言及した文政元年の厨川・飯岡通農民による借銭年賦要求騒動であるが、前述の通り「刑罪」では採録されておらず、「雑書」には事件そのものの記事はあるものの、百姓に対する教諭の中で引き合いに出されているにとどまる。加えて「雑書」に記されている百姓への処分内容が異なっている文書がある。この点は罪状と処罰との相関関係を分析するといったような場合に、注意を要するところである。

文化期盛岡藩における強訴徒党の処罰について

本稿においては、文化期と合わせて文政期における強訴徒党事件の分析を行う予定であったが、文化期の分析に手間取り、踏み込むことができなかった。また、「刑罪」には役人の不正に関する判決記録が少なからず採録されており、事例を紹介しつつ分析することも検討したが、これも果たせなかった。これらについては別稿に期したい。

(二〇一一年一月一六日脱稿)

Punishments for *Goso Toto* Riots in Morioka Clan during the *Bunka* Era

Hiromitsu MORIYA

In this paper, I explain “*Goso Toto*” cases of a collection of Morioka clan criminal case, “*Keizai*” during of “*Bunka*” era’, and discuss the attributes of the description while comparing with Morioka clan’s official diary “*Zassyo*” and statute book, “*Oie-ooseidasare*”.

“*Keizai*” is a systematic and comprehensive Morioka clan’s law reports. But there are some serious cases which is founded in this document. Also there are some important cases which is founded in “*Zassyo*” while not be recorded in “*Keizai*”.

In “*Keizai*”, there are some cases which is not recorded all punishments. About “*Goso Toto*” cases, there are cases which has no record punishments to farmers. There are also the same trend, which is seemed to be reluctant to keep a record of punishing farmers who caused the riot in the official records of Morioka clan.